

諮問庁：検事総長

諮問日：平成28年3月8日（平成28年（行個）諮問第43号）

答申日：平成28年7月7日（平成28年度（行個）答申第60号）

事件名：特定事故時における自動車の速度が記載された文書（本人の署名等のあるもの）の不開示決定（適用除外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定A日時頃、特定場所付近で発生した交通事故に関するもので、特定A日時頃からB時までの間に、交通事故現場付近で、個人情報開示請求者が警察官にその事故の状況を説明した際、警察官がパトカー内で取得した個人情報開示請求者の署名・指印のある文書で、前記事故時における自動車の速度が記載された文書（事件記録の内外を問わない。）に記録された保有個人情報」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月30日付け前地企調第1118号により前橋地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、訴訟に関する書類に記録された個人情報の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、資料については添付を省略する。

##### （1）審査請求書

世の未来の為、世界の未来の為、日本の未来の為、平和の為、秩序の維持の為、過去に道徳を説いた先人の為、人の社会の未来の為にも、言葉が真実を語り人を欺く行為には使われないよう、また、法が道徳性を失わないよう、「犯罪捜査規範55条の2」が、なぜあるのかをもう一度考えていただき、行政不服審査法に基づき審査請求を行う。

尚、特定県警警察本部へ交通事故の件で審査請求人が請求を行おうとしたとき、警察庁、若しくは検察庁にあると口頭で伝えられたが、特定県警察本部へ個人情報開示請求を行い、推測による記載がなされている

ので、開示をすれば証拠書類とならない文書である。と、作成をした者や個人情報開示請求に係った者の為に審査請求を行っている。文書の存否の回答は無い。

事実と異なる示談書や、推測が記載された文書など、保管場所の特定されていない文書が、一部の特定金融機関の為に作成され、一部の特定金融会社に使用されている疑いもある。

## (2) 意見書 1

ア 個人情報開示請求者が開示を求めている文書は「わからない」と回答しているのに、「処理が終わらないから。」等と言い、個人情報開示請求者にだいたいで良いのでと、( ) 内に自動車の速度を記載させ署名指印して下さい。と言い作成させた文書である。その文書を作成させ、使用した場合喜ぶのは誰か。

イ 個人情報開示請求者が開示を求めている文書が、民事訴訟で交通事故の相手側に使用されたらどうなるのか。事実に基づいた判決がでるだろうか。

ウ 特定県警察本部へ犯罪事件受理簿の写しを請求したら、「被者」と被疑者とも、被害者とも記載されていないのはなぜか。

エ 個人情報開示請求者が上記事件の文書を開示請求したが、請求拒否と回答が来た。個人情報開示請求者が請求している文書は供述調書なので前橋地方検察庁へ送致してあるので特定県警察本部には無いと口頭での説明もあった。

オ 医師が作成する診断書には、警察署に提出用等の種類があるのはなぜか。

カ 金が人を操るのではなく、人が金を操るのである。

キ 特定の人や法人の利益の為に言葉が人を欺き、言葉が人を惑わすために使われている疑いが晴れない。なぜだろう。

ク 知力、権力、腕力等の在る者が、知力、権力、腕力等の無い者に対して行わない方が良い行為がある。後者を子供と例えてみたらわかる。子育てしやすい世の中だろうか。

ケ 刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第2項の規定も使い方によると思料する。訴訟に関する書類とは、犯罪捜査規範に違反した疑いのある文書も含まれるのだろうか。

コ 犯罪捜査規範とは（昭和32年7月11日国家公安委員会規則第2号）最終改正：平成27年11月4日国家公安委員会規則第19号犯罪捜査規範を次のように定める。という定めである。

サ 犯罪捜査規範（国家公安委員会規則2号）1節、捜査の心構え1条警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構え、捜査の方法、手続その他捜査に関し必要な事項を定めることを目的とする。と記載の

ある定めである。

シ 犯罪捜査規範 3 条 捜査を行うに当つては、警察法、刑訴法その他の法令及び規則を厳守し・・・と記載がある定めである。

ス 犯罪捜査規範 10 条の 2 捜査を行うに当つては被害者等の取り調べにふさわしい場所の利用その他の被害者等にできる限り不安又は迷惑を覚えさせないようにするための措置を講じなければならない。と記載がある定めである。

セ 犯罪捜査規範 55 条の 2 「推測、誇張等にわたってはならない。」と記載がある定めである。

ソ 犯罪捜査規範 168 条（任意性の確保）

タ 犯罪捜査規範 169 条（自己の意思に反して供述をする必要がない旨の通知）

チ 犯罪捜査規範 179 条 供述調書を作成するに当たっては、次にあげる事項に注意しなければならない。

1 形式に流れることなく、推測又は誇張を排除し、不必要な重複又は冗長な記載は避け、分りやすい表現を用いること。

ツ 個人情報開示請求者が開示を求めている文書が、資料により、明らかに「推測」に当てはまると思料することができる。若しくは、推測そのものである。その文書が訴訟に関する書類に含まれているのか。

犯罪捜査規範 55 条の 2 等の存在理由がわからない。進行方向の道路上に赤信号があるが、守らなければ存在する意味が無いのと同じと思料する。（人だから気づかない場合等のミスもある。）

テ 刑訴法

1 編 総則

1 条 この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

ト （自白の証拠能力・証明力）

刑訴法

319 条 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

2 被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

ナ 刑訴法

325 条 裁判所は、321 条から前条までの規定により証拠とすることができる書面又は供述であっても、あらかじめ、その書面に記載された供述又は公判準備若しくは公判期日における供述の内容とな

った他の者の供述が任意にされたものかどうかを調査した後でなければ、これを証拠とすることができない。

ニ 個人情報開示請求者は刑事事件の被告人ではない。被疑者でもない。だとしたら、被害者である。

又 署名指印を行うことについての意味の説明も無い。

ネ また、訴訟に関する書類に記録されている個人情報以外の保有個人情報を取得しておらずと前地企調第1118号の不開示とした理由の(2)に記載があるが、事件の書類は全て検察庁に送致すると聞いている。

ノ 個人情報開示請求者が開示を請求している文書を、損害保険会社等が利用しないことを願う。

ハ 裁判等は事実に基づいて行われるべきである。だから国家公安委員会第2号の犯罪捜査規範は証拠となる文書に対して推測、誇張にわたってはならない。と記載をしている。

ヒ 交通事故で個人情報開示請求者が自己の情報を取得した文書やその回答等に関して、疑問を感じる。不開示決定に対しての審査請求を行っている文書にも犯罪捜査規範等に沿って作成されていない疑問や不安を感じている。訴訟に関する書類等に該当しないことを求める。

フ 本件事件には関係あるかわからないが、被疑者代理人弁護士等は、損害保険会社と損害を調査する会社等の事しか考えず、交通事故の解決を行おうとはしていないと感じる。損害保険会社等も事故の解決を行おうと感じられない。委任(準委任含む)とは何か。社会の中で委任の重要性をもう一度考えてみる時ではないだろうか。

### (3) 意見書2

特定会社が自動車損害賠償責任保険に保険金請求するための文書でもあると思料する。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 開示請求の内容及び処分庁の決定

#### (1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「特定A日時頃、特定場所付近で発生した交通事故に関するもので、特定A日時頃からB時までの間に、交通事故現場付近で、個人情報開示請求者が警察官にその事故の状況を説明した際、警察官がパトカー内で取得した個人情報開示請求者の署名・指印のある文書で、前記事故時における自動車の速度が記載された文書(事件記録の内外を問わない。)に記録された保有個人情報」を対象としたものである。

#### (2) 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報のうち、事件記録に記録された保有個人情報の開示を求める部分については、事件記録は訴訟に

関する書類に該当することから、その請求自体からして「訴訟に関する書類に記録された個人情報」に該当し、その存否はさておき、刑訴法53条の2第2項の規定により、法の第4章の適用が除外されている「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するためとして、また、訴訟に関する書類に記録されている個人情報以外の保有個人情報の開示を求める部分については、開示請求に係る保有個人情報を取得しておらず、保有していないためとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った。

## 2 本件諮問の要旨

審査請求人は、処分庁の決定に対し、「犯罪捜査規範55条2項に規定する推測にわたる文書が訴訟に関する書類に含まれているかどうかを確認する必要があるので、訴訟に関する書類に記録された私の個人情報の開示を求める」として、訴訟に関する書類に記録された個人情報の開示を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり、訴訟に関する書類に記録された個人情報に該当するとして不開示とした決定の妥当性について、理由を述べる。

## 3 「訴訟に関する書類」の意義について

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法（40条、47条、53条、299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件・開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」については、法第4章の適用除外とされたものである。

また、刑訴法53条の2は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び法の適用除外について規定しているところ、同条が、その適用除外対象について、「訴訟記録」だけに限らず、「訴訟に関する書類」と規定していることから、被疑事件・被告事件に関して作成された書類の全てが同条の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴

記録等も含む趣旨であると解することが相当である。

#### 4 事件記録が「訴訟に関する書類」に該当することについて

開示請求者は、事件記録に記録された保有個人情報の開示を求めているところ、事件記録は、捜査の過程で作成又は取得された文書の集合物であることから、刑訴法53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当することは明らかである。

なお、前記3のとおり、「訴訟に関する書類」は、訴訟記録のほか、不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当であることから、「訴訟に関する書類」に該当するか否かの判断は、当該事件記録に係る事件の起訴、不起訴などにより変わるものではない。

よって、事件記録は「訴訟に関する書類」に該当し、これに記録された個人情報については、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」であると認められる。

#### 5 結論

以上のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報のうち、事件記録に記録された個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の適用が除外されるため、事件記録に記録されている個人情報を不開示とした処分庁の決定は妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月13日 審査請求人から意見書1及び資料1を收受
- ④ 同年5月2日 審査請求人から資料2を收受
- ⑤ 同月16日 審査請求人から資料3を收受
- ⑥ 同月23日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑦ 同年7月5日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定A日時頃、特定場所付近で発生した交通事故に関するもので、特定A日時頃からB時までの間に、交通事故現場付近で、個人情報開示請求者が警察官にその事故の状況を説明した際、警察官がパトカー内で取得した個人情報開示請求者の署名・指印のある文書で、前記事故時における自動車の速度が記載された文書（事件記録の内外を問わない。）に記録された保有個人情報」である。

処分庁は、本件対象保有個人情報のうち、事件記録に記録された保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されてい

る個人情報」に該当し、法の第4章の規定の適用が除外されているとして、また、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」以外の保有個人情報については、これを保有していないとして、その全部を不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象保有個人情報のうち、訴訟に関する書類に記録されている個人情報（以下「本件開示請求部分」という。）の開示を求めているが、諮問庁は、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」は、法第4章の適用が除外されるため不開示が妥当としているので、以下、本件開示請求部分に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

## 2 本件開示請求部分に対する法の第4章の規定の適用の可否について

- (1) 刑訴法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」については、法の第4章の規定は適用しない旨を規定している。
- (2) 審査請求人は、本件開示請求部分の開示を求めているところ、本件開示請求等や原処分の内容等を踏まえると、上記事故に関する事件記録に記録されている個人情報の開示を求めているものと解される。
- (3) 事件記録は、捜査の過程で作成又は取得された文書であり、「訴訟に関する書類」であることは明らかといえる。
- (4) したがって、本件開示請求部分は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4章の規定は適用されないものである。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして、また、その一部を保有していないとして、その全部を不開示とした決定については、本件開示請求部分は、同項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

## （第1部会）

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史